(3)
小児入院医療管理料2の施設基準
イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が九名以上配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　専ら十五歳未満小児を入院させる病棟であること。
ニ　入院を要する小児救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ホ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ヘ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。
(4)
小児入院医療管理料3の施設基準
イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　専ら十五歳未満の小児を入院させる病棟であること。
ニ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。
(5)
小児入院医療管理料4の施設基準
イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。
ロ　当該病床を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ニ　当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が十床以上あること。
ホ　当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。
(6)
小児入院医療管理料5の施設基準
イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
(7)
小児入院医療管理料に係る加算の施設基準
イ　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。
ロ　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

十　回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等
(1)
通則
イ　回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ロ　回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。
ハ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーションに係る適切な実施計画を作成する体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。
ニ　回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり二単位以上のリハビリテーションが行われていること。
(2)
回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準
イ　当該保険医療機関内にリハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ニ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。
ホ　当該保険医療機関内に在宅復帰支援を担当する社会福祉士等が適切に配置されていること。
ヘ　当該病棟において、新規入院患者のうち三割以上が重症の患者であること。
ト　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
チ　重症の患者の三割以上が退院時に日常生活機能が改善していること。
リ　当該病棟において、新規入院患者のうち一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものが一割以上であること。
ヌ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
(3)
回復期リハビリテーション病棟入院料2の施設基準
イ　当該保険医療機関内にリハビリテーション科の医師、理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。
ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
ニ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。
ホ　当該病棟において、新規入院患者のうち二割以上が重症の患者であること。
ヘ　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が六割以上であること。
ト　重症の患者の三割以上が退院時に日常生活機能が改善していること。
(4)
回復期リハビリテーション病棟入院料3の施設基準
(3)のイからニまでを満たすものであること。